

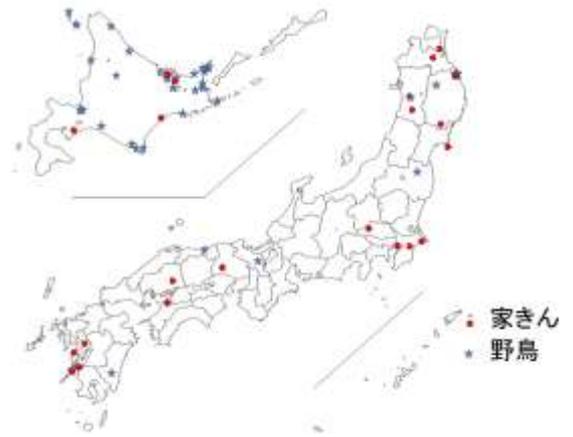
留萌家畜衛生だより

(ホームページ) <https://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.html>

- 1 高病原性インフルエンザ (HPAI) の発生状況について (国内)
- 2 豚熱 (CSF) の発生状況について (国内)
- 3 越境性動物疾病 (口蹄疫、アフリカ豚熱) の発生状況について
- 4 豚流行性下痢 (PED) の発生について (道内)
- 5 牛ウイルス性下痢 (BVD) について
- 6 令和4年度 予防事業実施計画
- 7 令和4年次 監視伝染病の発生状況(留萌、全道)
- 8 令和4年度 市場上場牛等のヨーネ病検査日程
- 9 蓄圧式石灰乳塗布器を活用した畜舎消毒について
- 10 出荷停止期間中の家畜のと畜防止への取組について
- 11 BSE検査室より
- 12 転入者のご挨拶
- 13 職員体制と連絡先

1 高病原性インフルエンザ (HPAI) の発生状況について (国内)

令和3年(2021年)11月以降、国内の家きん農場では12道県25事例(5月18日時点)で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。道内では、4月16日に白老町(採卵鶏約52万羽)、網走市(エミュー約500羽、採卵鶏約100羽)、4月26日に釧路市(エミュー100羽)、5月14日に網走市(採卵鶏760羽)と過去最大の発生があり、いずれも制限区域を含めた全ての防疫措置が終了しています。また、野鳥では8道府県106事例(5月18日時点)の発生があり、道内各地の野鳥から本病ウイルスが検出されています。



本病の予防には、家きん舎への人や車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの侵入防止対策が重要です。渡り鳥が去った後も**車両消毒の徹底、鶏舎周囲の石灰散布を継続**し、次の飛来シーズンに備えて、**野生動物侵入防止のための飼養設備の再点検や補修、作業手順の再検討**をお願いします。また、飼養家きんに異常または死亡率の増加を認めた場合は、速やかに家畜保健衛生所にお知らせください。

《 対策のポイント 》

【 消毒の徹底 】



【 施設の点検・修繕 】



【野生動物侵入防止】



2 豚熱（CSF）の発生状況について（国内）

豚熱は、平成30年に発生が確認されて以降、野生いのししを介して感染地域が拡大し、現在までに153農場82事例（6月16日時点）の豚熱の発生が確認され、令和4年4月以降もワクチン接種地域で5事例（群馬県3事例、茨城県2事例）の発生が確認されています。国内では、発生リスクの高い地域（北海道と九州以外）で飼養豚への予防的ワクチン接種と野生いのししへの経口ワクチン散布が行われています。豚熱ウイルスの農場侵入防止のための引き続き、飼養衛生管理を遵守の上、道内への侵入防止対策を徹底していただき、道内へワクチン接種豚等が移動してこないよう、導入元の確認等をお願いします。

【 豚熱の侵入予防のために 】

 <p>関係者以外の農場 への立入を禁止</p>	 <p>農場（畜舎）に出入りする際には、消毒を実施</p>	 <p>飼料に生肉を含む又は含む可能性がある場合は、十分に加熱処理</p>
---	--	---

【 道外の山林等に入山される皆様へ 】

野生動物は、家畜の伝染病のウイルスなどの病原体をもっていることがあり、また、野生動物の生息場所では、その環境も病原体で汚染されている場合があります。

本州では、野生いのししでも「豚熱」が確認されています。豚熱は、野生イノシシの移動だけではなく狩猟者や旅行者といった人や物を介した運搬による拡大も疑われています。山林等で使用した長靴、器具、車両には病原体が付着している可能性がありますので、使用した後は、泥落とし、洗浄、消毒を徹底してください。



3 越境性動物疾病（口蹄疫、アフリカ豚熱）の発生状況について

(1) 口蹄疫（FMD）

口蹄疫（FMD）は、偶蹄類家畜（牛・豚・めん羊・山羊など）や野生動物（鹿等）が感染し、伝播力が非常に強い悪性の伝染病です。日本近郊では、ロシア、モンゴル、中国、韓国等、アジア各国の偶蹄類家畜（牛・豚・めん羊・山羊など）で継続して発生が確認され、直近では、令和4年(2022年)にインドネシアで80件発生が報告されています。





泡状のよだれ



上顎口唇の潰瘍

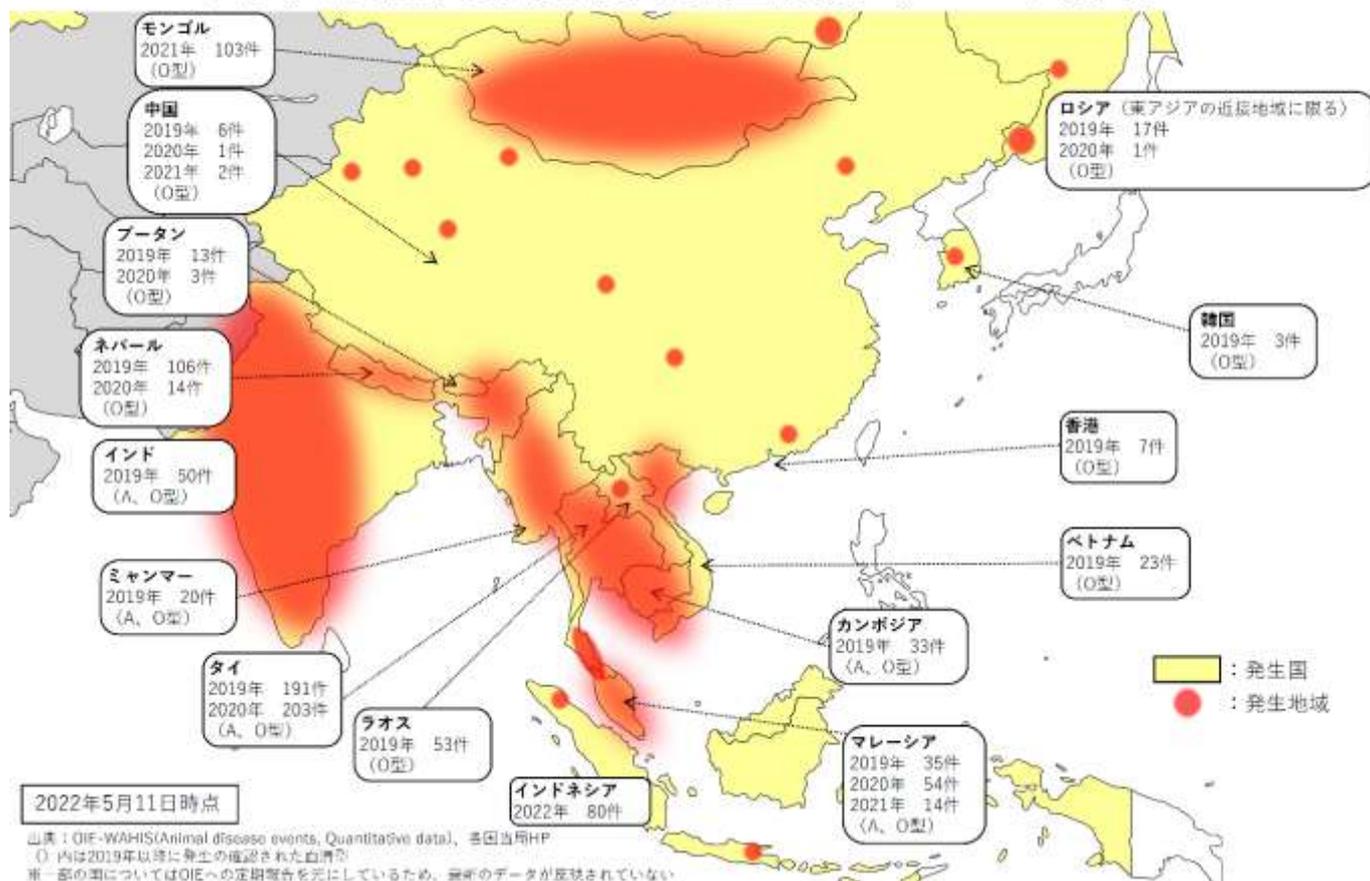


水疱が破れている

FMDは牛や豚等で、複数頭に発熱、食欲不振、泡状のよだれ、口や蹄、乳房に水疱、びらん、潰瘍等がみられるのが特徴です。

複数の家畜で、発熱や食欲不振等がみられる場合、口の周りや蹄の間に水疱等がみられないか確認していただき、疑わしい症状が見られた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください。

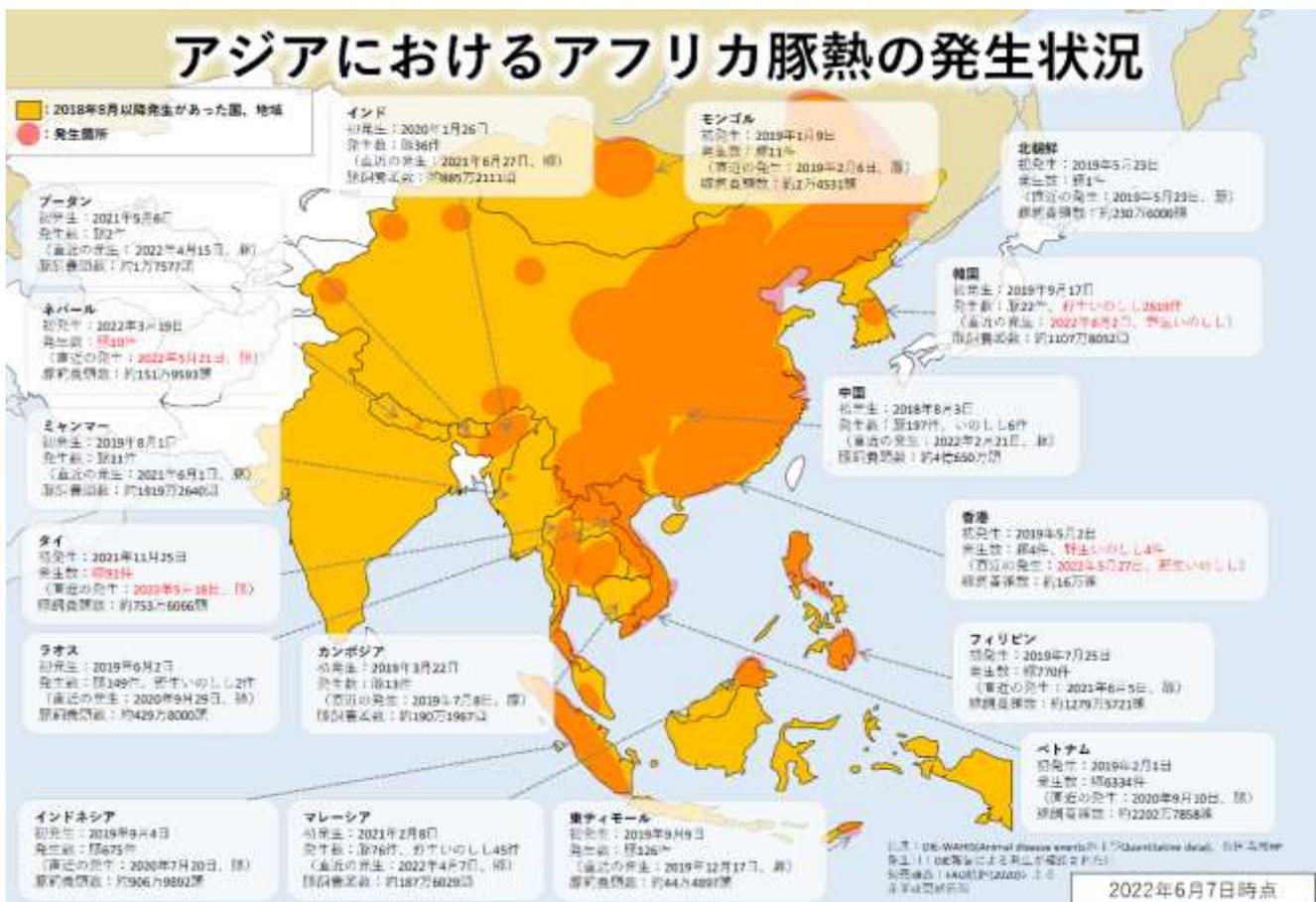
アジアにおける口蹄疫の発生状況（2019年以降）



(2) アフリカ豚熱 (ASF)

アフリカ豚熱 (ASF) は、ASFウイルスが豚やいのししに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い疾病で、有効なワクチンや治療法はありません。ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により伝播し、近年の感染拡大には人的要因 (汚染肉類や肉製品の運搬、残飯の処理など) が無視できないと指摘されています。

2018年8月にアジア地域で初めて中国でのASF発生が確認されて以降、急速にアジア諸国にまん延し、感染拡大が続いている状況です。また、日本近郊の中国では2022年2月、韓国では6月に継続して発生が確認され、人や物を介した日本への侵入リスクが一層高まっています。国内侵入防止のため、引き続き飼養衛生管理の徹底等の警戒が必要です。



4 道内における豚流行性下痢 (PED) の発生について



令和4年5月9日、道内で平成31年3月9日ぶりとなるPEDの発生がありました。

PEDは豚流行性下痢ウイルスによる豚・イノシシの感染症で、水様性下痢を主徴とし、特に10日齢以下の哺乳豚では脱水症状により高率で死亡します。

本病の対策としては、日頃からの飼養衛生管理の徹底による侵入防止が重要です。また、仮に侵入した場合は、飼養衛生管理のさらなる徹底による農場内及び農場間のウイルス伝播を防止することや、母猪への適切なワクチン接種による子豚への乳汁免疫の賦与が基本となります。

PEDを疑う哺乳豚の水様性下痢や死亡率の増加を認めた場合は、至急、家畜保健衛生所への連絡をお願いします。

5 牛ウイルス性下痢（BVD）について

留萌管内では継続してBVDが発生しています。

BVDは、牛ウイルス性下痢ウイルス（BVDV）によっておこる牛の感染症です。本感染症は、流死産や子牛の奇形などの異常産や粘膜病、発育不良、免疫力の低下などを引き起こすとともに、呼吸器病などの合併症を発症しやすくなるため、農場の生産性を低下させます。また、妊娠初期～中期（胎齢約18～125日齢）の妊娠牛へ感染した場合、生まれた子牛がBVDVを排出し続ける持続感染牛（PI牛）となり、農場を汚染する原因となります。そのため、妊娠牛への感染を防ぎ、PI牛を産ませない事、早く摘発・とう汰する事などが予防対策のポイントとなります。

BVD対策についてご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。



予防のために

- **ウイルス持込防止**：導入牛や新生子牛の検査、運搬車や衣服・靴の消毒など通常の衛生管理により農場内へのウイルスの持ち込みを防止しましょう。
- **PI牛の早期発見**：PI牛の症状は、流死産の頻発、発育不良、難治性の呼吸器症状や下痢症状などがあります。日常の観察により、PI牛をいち早く摘発しましょう。
- **適切なワクチネーション**：地域の流行状況、対象畜の月齢等に合わせた適切なワクチネーションを継続し、BVDV暴露時の影響を最小限にとどめましょう。

6 令和4年度 予防事業実施計画

【牛のヨーネ病検査】令和4年5月までに小平町、留萌市および増毛町で肉用牛の検査を実施し、小平町で1戸2頭の発生がありました。関係機関の皆様のご協力により円滑に実施できましたことを心より御礼申し上げます。また、9月から乳用牛の検査を実施予定ですので、引き続き、ご協力をお願いします。

検査疾病名	対象市町村	対象家畜	頭羽群数	実施時期
牛のヨーネ病検査	小平町	繁殖の用に供する肉用雌牛 (24か月齢未満を除く)	16戸309頭	4～5月 終了
	留萌市		1戸2頭	
	増毛町		1戸20頭	
	初山別村	搾乳の用に供する乳用雌牛 (24か月齢未満を除く)	5戸490頭	9～10月
	遠別町		17戸1,200頭	11～12月
蜜蜂の腐蛆病検査	留萌市、増毛町、 苫前町、天塩町他	飼育されている全蜂群	5戸830群	8～9月
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの定点モニタリング	小平町	採卵鶏	1戸10羽 (120羽/年)	毎月
BSE検査	管内全域	死亡牛	1,300頭	通年
飼養衛生管理基準の遵守状況の確認	管内全域	鶏	5戸71羽	9～11月
		めん羊、山羊	5戸750頭	5～7月
		豚	2戸18,029頭	10～12月

7 令和4年次 監視伝染病の発生状況(留萌、全道)

区分	畜種	病名	留萌 R4.5月末時点		北海道 R4.4月末時点		
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	
法定伝染病	牛	ヨーネ病	5	16	118	303	
	めん羊		0	0	1	4	
	山羊		0	0	1	8	
	鶏	高病原性鳥インフルエンザ	0	0	1	1	
	だちょう		0	0	2	2	
	鶏	高病原性鳥インフルエンザ(疑似患畜)	0	0	2	518,064	
	だちょう		0	0	2	585	
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢	(真症)	3	7	15	22
			(疑症)	0	0	1	1
		牛伝染性リンパ腫 (旧牛白血病)	(真症)	5	7	97	240
			(疑症)	0	0	0	0
		破傷風	(真症)	0	0	3	3
			(疑症)	0	0	1	1
	サルモネラ症	0	0	15	68		
	牛伝染性鼻気管炎	0	0	1	4		
	馬	馬鼻肺炎	0	0	11	19	
		馬パラチフス	0	0	2	13	
豚	豚丹毒	0	0	2	22		

8 令和4年度 市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程

南北海道肉牛市場 開催日	採血期間	受付締切日(当所必着)
令和4年(2022年) 8月3日(水), 4日(木)	7月 4日(月) ~ 12日(火)	7月12日(火)
9月1日(木), 2日(金)	8月 8日(月) ~ 16日(火)	8月16日(火)
9月28日(水), 29日(木)	9月 5日(月) ~ 13日(火)	9月13日(火)
11月2日(水), 3日(木)	10月 3日(月) ~ 11日(火)	10月11日(火)
12月1日(木), 2日(金)	11月 7日(月) ~ 15日(火)	11月15日(火)
令和5年(2023年) 1月11日(水), 12日(木)	12月 5日(月) ~ 13日(火)	12月13日(火)
2月8日(水), 9日(木)	1月 9日(月) ~ 17日(火)	1月17日(火)
3月8日(水), 9日(木)	2月 6日(月) ~ 14日(火)	2月14日(火)
4月 未定	3月 6日(月) ~ 14日(火)	3月14日(火)

採血期間及び対象牛の月齢を確認の上、受付締切日(当所必着)までに検体の搬入をお願いします。

☆ 検査対象 : 採血日において6か月齢以上の牛 (必ず月齢をご確認ください)

- ☆ 必要書類
- (1) ヨーネ病抗体検査依頼書
 - (2) 病性検定診断申請書
 - (3) ヨーネ病自主検査料補助金交付申請書
 - (4) ヨーネ病自主検査牛採材証明書(検査材料の採材獣医師が交付する書類)
- ※(3)及び(4)は公益社団法人 北海道家畜畜産物衛生指導協会が行う
ヨーネ病自主検査料補助金交付事業を申請する場合に必要です。

9 蓄圧式石灰乳塗布器を活用した畜舎消毒について

石灰乳塗布は、アルカリ性の石灰乳で病原体を不活化する消毒方法で、ヨーネ病対策等でも推奨されています。

電動加圧式の蓄圧式石灰乳塗布器は、動力噴霧器やリシガン等の大がかりな機材は不要で、少人数でも様々な畜舎設備に石灰乳を塗布することが可能です。

詳細な実施方法や使用機材等について興味のある方はお気軽に当所までご連絡ください。



1 水と塗布用消石灰を混ぜる



2 塗布器に石灰乳を入れて
電気式空気入れで加圧する



3 塗布する

10 出荷停止期間中の家畜のと畜防止への取組について

昨年度末、十勝管内において、使用規制医薬品の使用により出荷停止期間にあった家畜がと畜され、その畜産物が流通するという事案が確認されました。下記の表に該当する方は対応する注意事項を確認していただき、消費者へ安心、安全な畜産物を届けられるようご協力をお願いします。

対象	注意事項
診療獣医師	使用規制医薬品を使用する際は、出荷禁止期間を口頭で指示するだけでなく、 <u>飼養者が出荷前に確認できる記録を残す。</u>
家畜飼養者	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>抗菌剤以外にも使用規制医薬品がある事に注意する。</u> ・ 獣医師の指示に従った<u>使用規制医薬品の適正使用。</u> ・ <u>使用規制医薬品は使用記録を残す。</u> ・ 出荷前に当該畜が<u>出荷禁止期間でないことを使用記録で確認し、病歴及び投薬歴を申告してから出荷する。</u>
家畜の出荷に携わる者	<u>と畜検査申請書に牛は直近3か月、牛以外は直近2か月の病歴及び投薬歴を重点的に記載すること</u> とされているため、飼養者に申告を求め、その情報をと畜場に正確に伝達する。

11 BSE検査室より

【令和3年度(2021年度)BSE検査実施状況について】

当室では令和3年度、次のとおり1,080頭検査を実施し、全頭陰性を確認しています。検査牛のうちBSE検査対象病名（乳熱、ダウナー症候群など）の死亡牛は約43%でした。

留萌家畜保健衛生所BSE検査室における検査実施状況（R3.4.1～R4.3.31）（頭）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	各管内合計
留萌管内	32	13	18	19	19	14	18	16	13	19	14	20	215
宗谷 "	57	54	61	67	84	57	69	56	58	66	61	68	758
上川 "	7	13	8	14	19	14	6	11	9	11	8	13	133
合計	96	80	87	100	122	85	93	83	80	96	83	101	1,106

【BSE検査を適正に実施するために】

○所有者のみなさまへ

1. 死亡牛の検案を獣医師に依頼し、また、死亡牛の集荷を死亡獣畜処理業者に依頼してください。特にこれからの季節は腐敗が進みやすくなりますので、**速やかに**実施願います。
2. 令和4年度に入り、現在までに耳標の脱落した死亡牛が2例ありましたが、いずれも所有者から斑紋又は鼻紋を記載した書類の提出があり、適切に個体確認を行うことができましたので、引き続き**書類等の提出の励行**をお願いします。

○獣医師のみなさまへ

1. 死亡獣畜処理指示書に必要事項を正しく記載し、BSE検査対象と判断された死亡牛の指示書については、**速やかに家畜保健衛生所へ届出**をお願いします。
2. 「特定臨床症状の有無」及び「BSE検査の要否」の欄には必ずチェックをお願いします。特に**48か月齢以上の神経症状を伴う起立不能牛**について注意願います。
3. 「病名又は死因」欄には、死亡獣畜処理業者が病名により検査の要否を再確認できるよう、略称を用いず**正確な病名の記載**をお願いします。

12 転入者のご挨拶

次長 尾宇江 康啓 (オウエ ヤスヒロ)



次長の尾宇江です。
留萌家保は初任地であり、平成15年5月から平成21年3までお世話になりました。その後、十勝・釧路・宗谷・石狩で修業を積み13年ぶりに戻ってまいりました。新規採用当時お世話になった方々にこれまでの経験を活かして恩返しできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

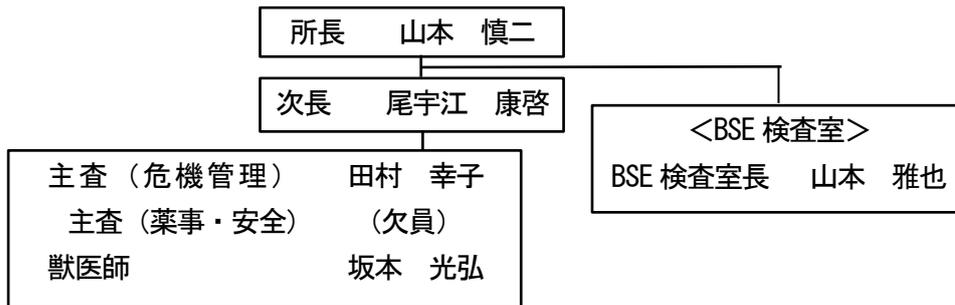
BSE検査室長 山本 雅也 (ヤマモト マサヤ)



人事異動で上川家畜保健衛生所(旭川市)から参りました。その前はここ留萌家保でお世話になっていましたので、出戻りです。
今回は主にBSE検査室での勤務となるため、農家のみなさんや獣医師、関係機関の方々と現場でお目にかかることは少ないと思いますが、当地の畜産振興に少しでもお役に立てるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。

13 職員体制と連絡先

令和4年度の職員体制



【 連絡先 】

北海道留萌家畜保健衛生所	TEL(01632)5-1226 FAX(01632)5-1165
北海道留萌家畜保健衛生所BSE検査室	TEL(01632)9-3515 FAX(01632)9-3711
緊急時の連絡先(所の携帯電話) (夜間、休日は留萌家畜保健衛生所の固定電話から転送)	090-9526-9640
Eメール	rumoi.rumoi-kaho1@pref.hokkaido.lg.jp